

監査公告第13号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した建設部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年10月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

# 建設部定期監査結果報告

## 第1 監査期間

平成29年10月10日から平成29年10月27日まで

## 第2 監査の対象

管理課、都市計画課、新幹線対策室、土木課、建築課

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

### 1. 管理課

- ・地籍調査事業について

### 2. 都市計画課

- ・都市計画マスタープラン改定について

### 3. 新幹線対策室

- ・加賀温泉駅前の整備について

### 4. 土木課

- ・自転車のまち推進計画について
- ・2つの橋の架け替え工事について
- ・橋梁長寿命化計画の進捗状況について

### 5. 建築課

- ・市営動橋住宅について